

平成23年11月17日

障害者福祉サービス等報酬改定検討チーム

主査 厚生労働大臣政務官 津田 弥太郎 様

社会福祉法人日本盲人会連合

会長 笹川 吉彦

2012年度（平成24年度）の障害福祉サービス 報酬改定についての意見

1. 同行援護の報酬単価の一律化について

同行援護事業の報酬として、身体介護を伴う場合、所要時間30分以上1時間未満の場合402単位であるのに対し、身体介護を伴わない場合は、197単位と報酬単位に大きな差があることについて、見直しを図り、同行援護事業の報酬を一律、身体介護を伴う場合の報酬基準に合わせる必要がある。

視覚障害者ガイドヘルパーは、移動時及びそれに伴う外出先において、通常の介護とは異なり、視覚障害者の命を預かる仕事であり、高度の技能を要する援護であることを考えれば引き上げは必須である。

知的障害者の行動援護の場合、身体介護の有無は関係なく一律とされていることを踏まえ、視覚障害者の同行援護も一律化を図って頂くと共に、自立支援給付としての通院等介助を廃止し、同行援護に含むように要望します。

また、視覚障害者ガイドヘルパー（同行援護従業者）の減少と資質低下はこの報酬制度と関係がないとはいえ、ガイドヘルパー（同行援護従業者）の報酬が少ない事が、必用人員の確保にも影響を及ぼし、事業所の減少につながっていると考えられる。

従って身体介護無の報酬単価の引き上げを切に要望します。